

骨髓移植ドナー等の助成制度について

輪之内町では、骨髓・末梢血幹細胞（以下「骨髓等」）の移植およびドナー登録の推進を図ることを目的に、公益財団法人バンク（以下「骨髓バンク」）が実施する骨髓バンク事業において、骨髓等を提供した方に助成金を交付しています。

対 象：

(1) ドナー：骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業におけるドナー登録を行い骨髓等の提供を完了した者であって、骨髓等の提供のための検査開始日から骨髓等の提供が完了した日までの間、町内に住所を有する者。

(2) 雇用事業所：(1)の者を骨髓等の提供のための検査開始日から骨髓等の提供が完了した日までの間、雇用していた事業所

※ただし、同一の骨髓等の提供については他の助成金等の交付を受けていないものとする。

助 成 額：次に掲げる骨髓等の提供のための通院等に要した日数に、ドナーに対する助成金にあっては2万円。雇用事業所に対する助成金にあっては1万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髓等の提供につき7日を限度とする。

- (1) 健康診断に係る通院の日数
- (2) 自己血貯血に係る通院の日数
- (3) 骨髓等の採取に係る入院の日数
- (4) その他町長が必要と認める通院、入院等の日数

手 続 き：骨髓等の提供が完了した後、90日以内に以下の書類を持って保健センターへ申請してください。後日、口座振り込みとなります。

手続きに必要なもの

- ・ 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類（写し）
- ・ 輪之内町骨髓移植ドナー等助成金交付申請書（ドナー用）もしくは（事業所用）
- ・ 骨髓移植ドナー等助成金請求書（ドナー用）もしくは（事業所用）
- ・ 振込先の分かるもの（通帳など）
- ・ 印鑑（スタンプ式でないもの）
- ・ （事業所のみ：ドナーとの雇用関係が確認できる書類）

お問い合わせ先 輪之内町保健センター ☎69-5155

